

北海道釧路方面公安委員会告示第36号

道路交通法施行規則（令和4年内閣府令第67号）第9条の38第1項の規定により、河東郡上士幌町における特定自動運行に係る許可証の返納を受けたので、下記のとおり告示する。

令和8年5月29日

北海道釧路方面公安委員会委員長 木下正明

- 1 許可証番号
第2号
- 2 許可者
北海道釧路方面公安委員会
- 3 許可失効者(特定自動運行実施者の氏名又は名称(法人にあつてはその代表者の氏名))
BOLDLY株式会社
代表取締役社長兼CEO 北内 諒
- 4 特定自動運行の経路
北海道河東郡上士幌町内の交通ターミナルから認定こども園までの片道区間（町道約630メートル）
- 5 特定自動運行を行う日及び時間帯
平日・土日・祝日、時間帯は終日とし、利用者の求めに応じて運行するが、車両メンテナンス等の日及び時間帯は運休する。
- 6 許可失効年月日
令和8年4月23日
- 7 備考
返納理由
特定自動運行を行わないこととしたため